

子宮頸がん検診HPV検査単独法導入に向けた 横浜市の取組

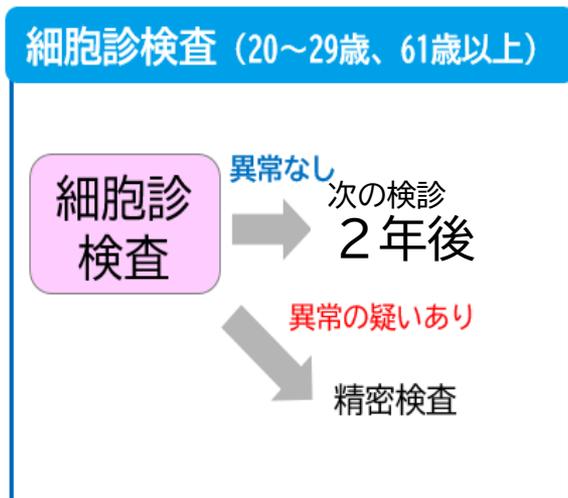
令和7年1月開始までの経過と実施状況

2025年6月23日

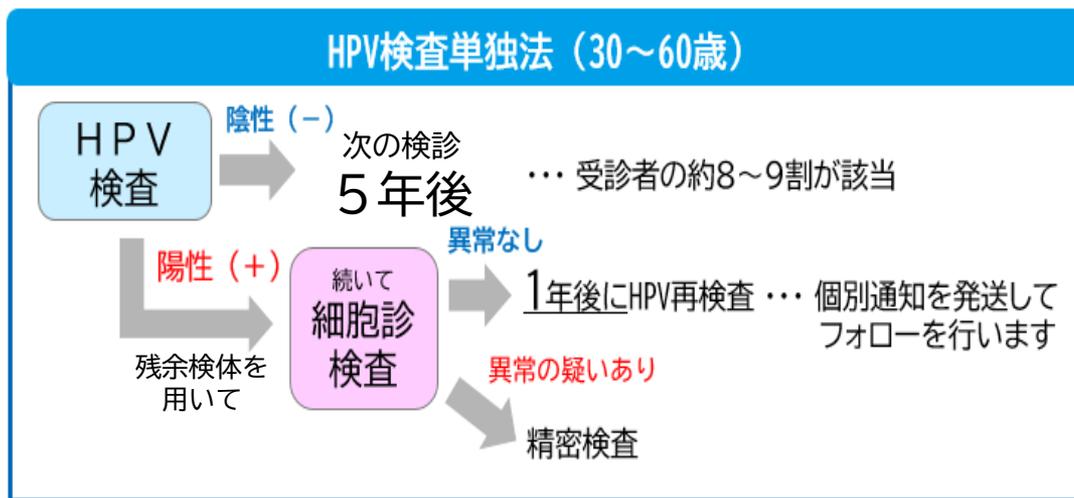
横浜市医療局

子宮頸がん検診へ「HPV検査単独法」を導入

- 令和7年1月から、30歳から60歳の女性を対象に
国の指針に基づく 子宮頸がん検診「HPV検査単独法」を開始



自己負担額1,360円



自己負担額：2,000円 ※1年後フォローの方も

はじめに①

これまでの 横浜市子宮頸がん検診（個別検診）

横浜市子宮頸がん検診(細胞診検査) ※令和6年12月まで 20歳以上の女性 2年度に1回 1,370円	
検診実施医療機関数	約190か所
年間受診者数	約11万人
受診率(令和4年国民生活基礎調査)	43.6%
精密検査受診率(健康増進事業報告)	57%

20歳以上女性の人口 約160万人（69歳未満：約118万人、30－60歳：約78万人）

はじめに②

- 令和5年度 がん検診のあり方に関する検討会：厚生労働省
(子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入について)
6月、8月、12月、2月
- 6年1月29日：令和6年度横浜市予算案公表（2月7日上程、3月25日議決）
「子宮頸がん検診におけるHPV検査の単独法導入」・・・準備が整いしだい開始
- 6年2月14日：がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針一部改正：厚生労働省
「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」公開
- 6年3月26日：HPV検査単独法による子宮頸がん検診の導入に向けた
精度管理支援研修会：厚生労働省（受講）

HPV検査単独法を導入する市町村の要件

- ①指針に沿って実施するとともにマニュアルを活用すること
- ②HPV検査単独法導入に向けた研修等を導入前に受講していること
- ③個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡するため、受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有すること
- ④HPV検査単独法を導入するにあたっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施医療機関等の理解と協力が得られていること
- ⑤HPV検査単独法を導入するにあたっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと

目次

- 1 検診運営委員会
- 2 検診システムの整備
- 3 導入に向けた具体的な取組
- 4 対象者への受診勧奨
- 5 令和6年度実績
- 6 令和7年度の主な取組

1 子宮頸がん検診運営委員会（概要）

「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」に基づき準備を進める。

令和6年度：4月「横浜市子宮頸がん検診運営委員会」設置

委員13名（産婦人科医、横浜市医師会、行政、学識経験者）

4～9月は毎月1回、（1月のHPV検査導入後）3月に1回、計7回開催

《主な論点》

- ・対象年齢、受診間隔の確認
- ・初年度対象者の考え方
妊婦/61歳以降/確定精検後の取扱いについて
- ・検査機関の対応状況の確認・調整の報告
- ・液状化検体導入について
- ・システムの改修状況
- ・検診票の作成
- ・子宮頸がん検診HPV検査単独法の手引きについて
- ・市民向け啓発リーフレット、医療機関向けQ & Aの作成 など

「横浜市子宮頸がん検診運営委員会」 委員13名

6年度 委員

敬称略、50音順、所属・役職は6年度時点

<有識者>

- 一色 聡一郎 (横浜市医師会常任理事)
- 大久保 一郎 (筑波大学名誉教授(横浜市衛生研究所長))※1
- 加藤 久盛 (神奈川県予防医学協会 婦人科部長)※1
- 小関 聡 (横浜市産婦人科医会会長)
- 斎藤 博 (青森県立中央病院 医療顧問)※1
- 櫻井 明弘 (横浜市産婦人科医会常任幹事)
- 佐治 晴哉 (神奈川県立がんセンター 婦人科部長)※2
- 筑丸 志津子 (横浜市医師会副会長)
- 林 康子 (やすこレディースクリニック)※2
- 水谷 隆史 (横浜市医師会常任理事)
- 宮城 悦子 (横浜市立大学附属病院 産婦人科部長)

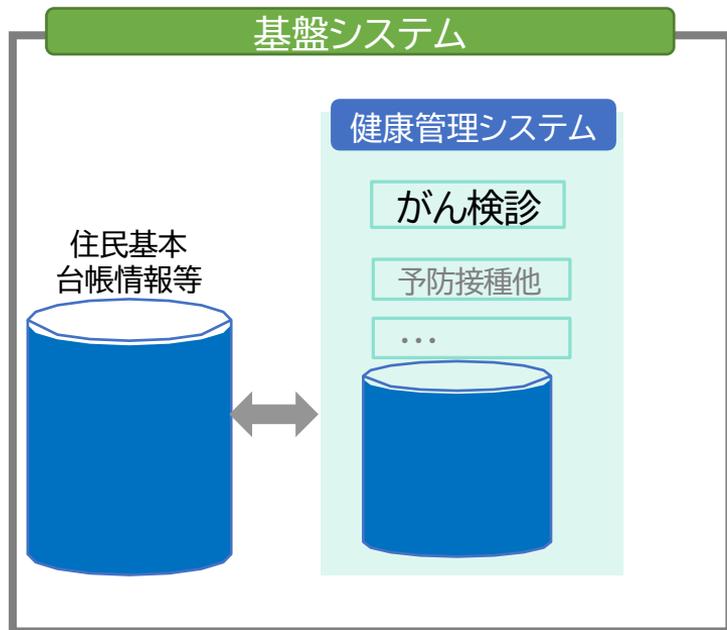
<行政>

- 修理 淳 (横浜市保健所長)
- 船山 和志 (横浜市金沢区福祉保健センター長)

- ※1 横浜市がん検診協議会委員
- ※2 横浜市医師会 子宮頸がん検診精度管理委員会委員

2 検診システムの整備

地方公共団体情報システム標準化へ移行予定



厚生労働省ホームページに「健康管理システム標準仕様書」が掲載されています

- 既存の健康管理システムをHPV検査単独法の項目に合わせるため、改修を実施
- 検診情報を記録し追跡検査等へ適切なタイミングでお知らせするため、住民情報とがん検診の記録を連動

【主な改修】

- ・検診対象者固有の番号を付番
- ・対象者抽出機能の付加
(転入者,年齢抽出,追跡検査対象者抽出)

【課題】

- ・健康管理システムの標準化に際して、HPV検査単独法の記録も管理できるようにしていく必要

3 導入に向けた具体的な取組

(1) HPV検査法単独法の導入に向けた調整

■ 検査会社との調整

- ・がん検診実施医療機関へアンケート調査により、利用している検査会社を確認
→利用の多い検査会社（6社）へアンケート調査、ヒアリングを実施
マニュアルに示す5種の検査、4種の液状化検体採取用バイアルへの対応可否、
対応可能時期、処理可能件数等を確認

■ がん検診実施医療機関との調整

- ・直接塗抹法から液状化検体法への移行（移行期間として3か月）
令和元年度から直接塗抹法に加え、液状化検体法、どちらでも可としていた。
→令和6年7月通知：10月からは液状化検体法へ→1月からHPV検査単独法へ

3 導入に向けた具体的な取組

(2) 検査方法の周知、説明方法

・受診者や市民向けの啓発資料、説明資料について

厚生労働科学研究費補助金「子宮頸がん検診におけるHPV検査導入に向けた実際の運用と課題の検討のための研究」班

リーフレット



子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) を受ける前に知っておくこと

HPV検査単独法による子宮頸がん検診は「子宮頸がんの罹患率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診として国が推奨しています。早期発見、治療で大切な命を守るために、30～60歳の女性は5年に1度、検診し、HPV検査単独法による子宮頸がん検診を受けます。「年度ごとの検診」「年度別検診（検診）」という結果を受け取った場合には必ず必ずリーフレットに記載した該当する検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「不利益」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん病変の見つかるとは限りません。がんやがん病変だけでなく、「要経過観察」や「要確定精検」と判定されることもあります。また、HPV（子宮頸がんを引き起こすウイルス）が陽性であっても自然に消失することもありますし、前がん病変の中には経過しても治癒してしまうものも多いため、結果的に不必要な検査や治療を受けなければならない場合もあります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

子宮頸がん検診の利益（子宮頸がんにかかることを防ぐ）と不利益のバランスを勘案し、このリーフレットにある受診年齢、受診間隔、検診結果に応じた次の検査の受診をすすめます。

子宮頸がん検診は、子宮頸がんの発がんの防止、その他の疾患の発見を目的としています。

詳細はこちらをご覧ください。
https://ganjoho.jp/public/pre_scr/screening/cervix_uteri.html

追跡検査受診案内

様式3-2

子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) における 本年度の追跡検査 (HPV検査) 受診のお願い
--

あなたは、令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) の結果、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローウイルス (HPV) は陽性でした。

追跡検査は、検査の結果、子宮頸がんやがん病変を患っている可能性は低く、ただちに医療機関を受診する必要はありませんが、経過をみる必要があります。

HPVの感染が継続すると、将来子宮頸がんやがん病変を患えるリスクが高くなります。
 検査後に自覚症状から気づきやすい期間に当たって、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。

<追跡検査及び追跡検査受診の大切な流れ>

- 追跡検査の方法は、検診と同じHPV検査です。自治体の検診事業の一環として実施しますので、ご自身で医療機関を受診する必要はありません。また、追跡検査は検診と同様に無料です。
- 受診時の追跡検査結果の検診の結果 (HPV) の感染が継続している場合は、子宮頸がん検診と同様に、検診と同じ検診会場にて子宮頸がんの追跡検査を受診します (追跡検査)。追跡検査の結果に応じて、「ただちに追跡検査で追跡検査 (検診) 受診」または「再度追跡検査 (HPV検査) 受診」に分かれます。
- 1歳 1検診から、できるだけ早いうちにHPV検査単独法による追跡検査を受診することにより、がんの発生を予防することができます。
- 今回と同様に、翌年度に検診会場から追跡検査 (HPV検査) のご案内があります。
- 子宮頸がんの追跡検査結果が陽性の場合 (HPVは自然に消失することもあります) ；
 子宮頸がんの追跡検査が陽性でも自然に消失することもあります。その後の追跡検査 (追跡検査) や追跡検査 (HPV検査) は必要となり、通常の子宮頸がん検診に戻ります。

確定精検受診案内

様式3-1

子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) における ただちに確定精検 (組織診) 受診のお願い
--

あなたは、令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) の結果、「ただちに確定精検 (組織診) が必要」と判定されました。

子宮頸がんまたはがん病変の疑いがありますので、まだ確定精検 (精検検査) を受けていない場合は、できるだけ早く医療機関 (※) で確定精検を受けてください。

※コルポスコピーと組織診が可能な個人科のある医療機関
 該当する医療機関は別紙「子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) で「ただちに確定精検 (組織診) が必要」とされた方へ」を参考にしてください。また、検査の際の準備など、詳しくは医療機関にお問い合わせください。

子宮頸がんの多くは自覚症状がありませんので、「ただちに確定精検 (組織診) が必要」と判定された場合には必ず確定精検 (組織診) を受けなくてはなりません。精検検査を受けないと、がん検診の効果はなくなってしまいます。

<確定精検を受診する際には以下のものを忘れずにご持参ください>

- 子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) 結果通知書 (HPV)
- 確定精検 (組織診) 依頼書 兼 結果報告書 (別紙)
- 保険証 (別紙)
- マイナンバーカード (マイナンバー)
- 検査手帳 (お持ちの方のみ)

3 導入に向けた具体的な取組

(2) 検査方法の周知、説明方法

- ・医療機関向けの説明資料、Q & Aについて
厚生労働科学研究費補助金

「HPV検査単独法による子宮頸がん検診に関する普及啓発に係る医療機関向けツールの開発のための研究」班
[HPV検査単独法による子宮頸がん検診資料を用いた検診実施施設説明用 補助スライド付き動画](#)

<https://www.youtube.com/watch?v=5pOtRcCGLxw>

はじめに

HPV検査単独法による子宮頸がん検診資料を用いた 検診実施施設説明用 補助スライド付き動画

この補助スライド付き動画は、令和6-7年度 厚生労働科学研究費 厚生労働行政推進調査事業費補助金（がん対策推進総合研究事業）により、HPV検査単独法による子宮頸がん検診に関する普及啓発に係る医療機関向けツールの開発のための研究班（研究代表者 横浜市立大学産婦人科 宮城悦子）が作成したものです。自施設におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診の理解と普及・啓発以外の目的で使用される場合は、必ず出典を明記して下さい。リーフレット原本は、下記の国立がん研究センターのウェブサイトよりダウンロードできます。

リーフレットのデータダウンロードはこちら




3 導入に向けた具体的な取組

(3) 検診票の作成

マニュアルに定める項目を記録するため、新たな検診票を検診運営委員会で検討

【問診項目】(概要)

1. 月経以外の出血等
2. 月経異常の有無
3. 子宮頸部疾患の罹患歴
4. 子宮頸がんの治療歴
5. 子宮の手術歴
6. 性交渉の経験の有無
7. ワクチン接種の有無
8. 最終月経
9. 妊娠の有無(週数)

【検診項目】(項目のみ)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 視診・内診 | <input type="checkbox"/> 採取器具 |
| <input type="checkbox"/> <u>検体採取用バイアル</u> | <input type="checkbox"/> <u>HPV検査名</u> |
| <input type="checkbox"/> <u>HPV検査結果判定医療機関</u> | <input type="checkbox"/> 細胞検査所 |
| <input type="checkbox"/> 細胞検査士 | <input type="checkbox"/> 細胞診専門医 |
| <input type="checkbox"/> 報告年月日 | <input type="checkbox"/> <u>HPV検査(判定・結果)</u> |
| (陽性の場合) | <input type="checkbox"/> 標本の適否 <input type="checkbox"/> 細胞診断 |

※下線: HPV検査単独法用に新たに追加

記載するのは
検査会社or医療機関?

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ➡判定 <u>HPV(-)</u> | → <u>精検不要(5年後検診)</u> |
| <u>HPV(+)</u> ・細胞診NILM | → <u>判定不能(1年後HPV検査)</u> |
| <u>HPV(+)</u> ・細胞診ASC-US以上 | → <u>判定不能(直ちに精密検査へ)</u> |
| 判定不能または不適正 | → <u>判定不能(直ちに精密検査へ)</u> |

3 導入に向けた具体的な取組

(4) 実施医療機関に向けた説明会の開催等

○手引き等の作成

厚労省のマニュアルに基づき、手引き・Q & Aを作成
運営委員会にて意見をいただいた。

○説明会の開催

開催日程：令和6年11月

対象：実施医療機関、検査機関（7社）

実施形態：対面とオンラインのハイブリッド 後日オンデマンド配信

内容：HPV検査単独法の概要【説明者：佐治晴哉先生（検診運営委員会委員 兼 精度管理委員会委員）】

横浜市における検討の経過

手引きの解説等

検診実施にあたっての留意事項

事務手続き（対象者への受診のご案内、検診票・請求書の発送等）

有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン
作成委員会委員

3 導入に向けた具体的な取組

(5) 委託料／自己負担額の設定

- 検診実施医療機関への委託料は、医科診療報酬点数表に基づき積算

【主な項目】

基本診療料（初・再診料）
 細胞診（液状化検体）
 検体検査実施料（HPV核酸検出）
 検体検査判断料
 検体採取料

等

		検診項目	単価	人数	金額		
子宮頸がん検診（HPV検査単独法）	通常検査分	基本診療料	円	人	円		
		HPV検査（対面）	円	人	円		
		HPV検査（郵送）	円	人	円		
		トリアージ精検（細胞診）	円	人	円		
	再検査分※	再検査（HPV検査）	円	人	円		
		再検査（トリアージ精検（細胞診））	円	人	円		
			計	[A]		円	
			消費税相当額（A×消費税率）	[B]		円	
			受診者負担額	[C]	2,000円	人	円
			請求額（A+B-C）			円	

※HPV検査が判定不能又はトリアージ精検（細胞診）の標本の適否が不適正により、再検査を実施した件数を記入してください。

3 導入に向けた具体的な取組

(6) 受診対象者、受診間隔の考え方

令和7年1月からの導入にあたり、2年に1回の子宮頸がん検診の受診機会を確保するため、6年4月以降に子宮頸がん検診を受診した方を除き、**対象年齢の方すべてに受診券を送付**した。

HPV検査陰性の方は次の検査は5年後となるが、**30, 35, 40, 45, 50, 55, 60歳の節目年齢へ統一**していくため、次回の受診が5年後にならない方も多い。

<対応>

厚生労働省からの助言を受けつつ、運営委員会において、経過措置の対象となる方については、

5年の間隔をあげずに次の節目年齢で受診することが妥当であることを検討。

初回受診	HPV(-)の場合		HPV(+)の場合	
	受診間隔	次の受診	受診間隔	次の受診
30歳	5年	35歳	5年	40歳
31歳	4年	35歳	5年	40歳
32歳	3年	35歳	5年	40歳
33歳	2年	35歳	5年	40歳
34歳	1年	35歳	5年	40歳

- ・わかりやすく周知するため、横浜市HPにて年齢別、受診状況別の早見表を作成

4 対象者への受診勧奨

(1) 令和7年1月～8年3月末の対象者（①②を満たす方）

- ① 市内在住の30歳以上60歳以下の女性 約78万人
- ② 令和6年4月から12月末までに横浜市子宮頸がん検診を受診していない方
(令和6年4月から12月末までに受診した方は、令和8年度に受診できます。)

発送	対象者
12月20日	国民健康保険加入の 30歳～60歳女性
1月10日	他の健康保険に加入の 30歳～45歳女性
1月24日	他の健康保険に加入の 46歳～60歳女性

まとめ：1年間の動き



5 令和6年度実績

(1) 横浜市子宮頸がん検診受診者数の推移

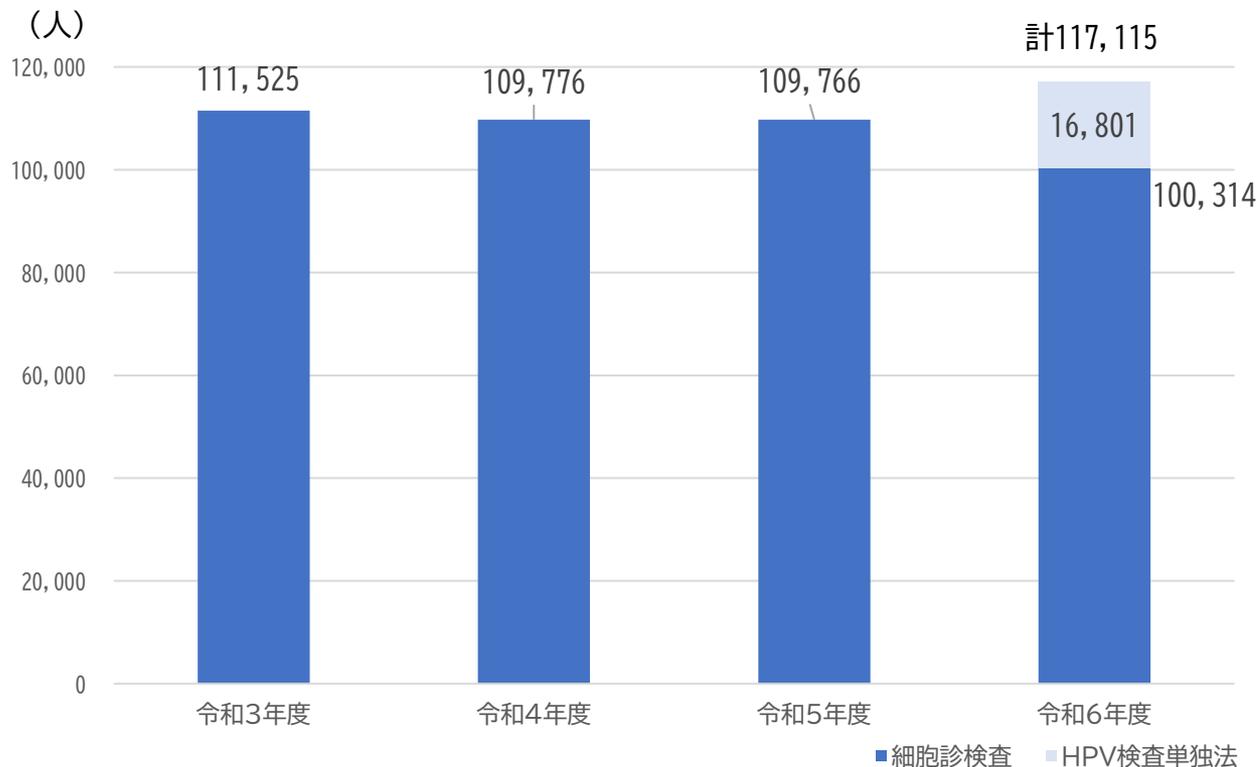
[人]

	細胞診検査	HPV検査単独法	計
令和3年度	111,525	-	111,525
令和4年度	109,776	-	109,776
令和5年度	109,766	-	109,766
令和6年度	100,314	16,801	117,115

 前年より7,349人増 

5 令和6年度実績

(1) 横浜市子宮頸がん検診受診者数の推移



5 令和6年度実績

(2) 横浜市子宮頸がん検診（HPV検査単独法）受診者の内訳

令和7年1～3月受診者数*

※1～3月に請求があった受診者のデータを集計したもの

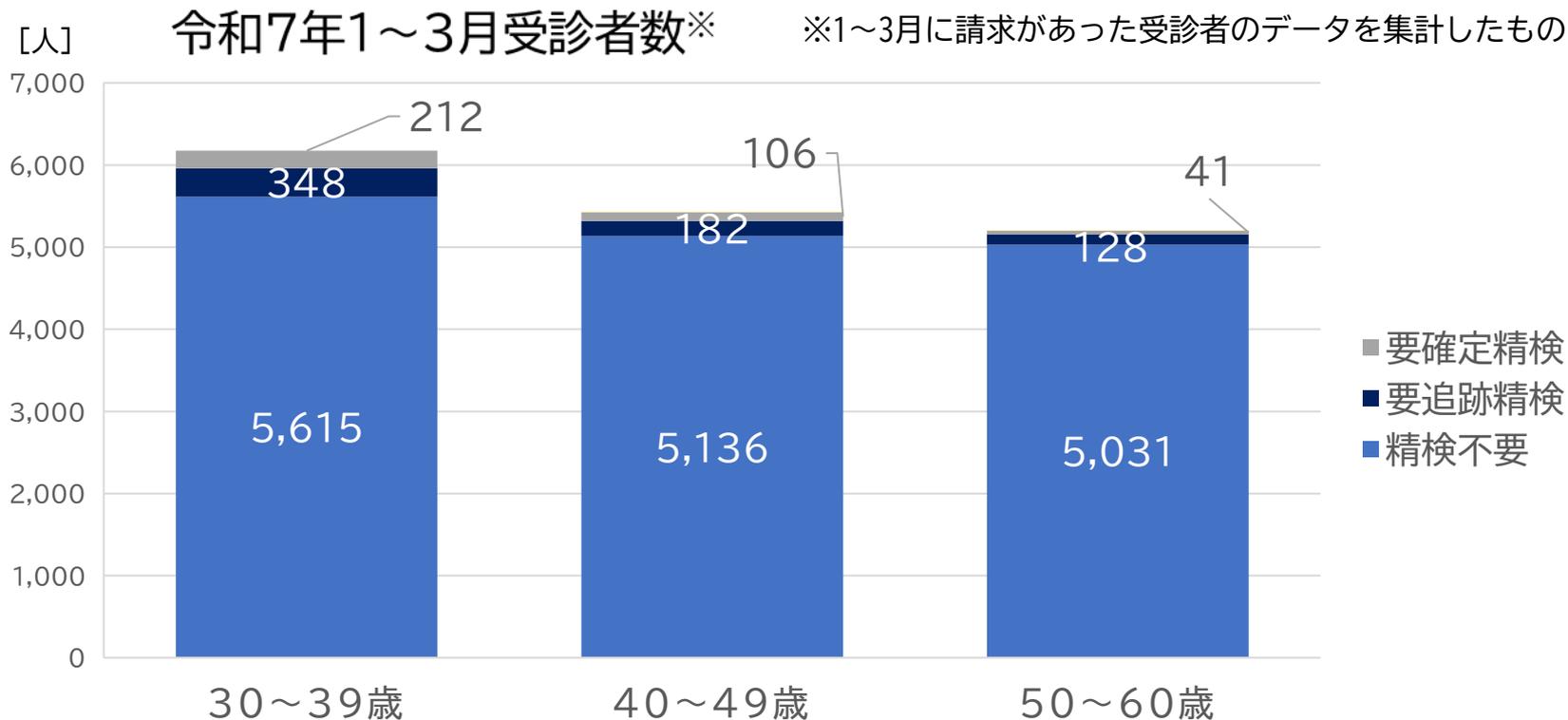
年代	受診者数[人]					割合			
	計	HPV(-)	HPV(+)		判定不能	HPV(-)	HPV(+)		判定不能
			細胞診(-)	細胞診(+)			細胞診(-)	細胞診(+)	
30～39歳	6,175	5,615	348	212	0	90.9%	5.6%	3.4%	0.0%
40～49歳	5,425	5,136	182	106	1	94.7%	3.4%	2.0%	0.0%
50～60歳	5,201	5,031	128	41	1	96.7%	2.5%	0.8%	0.0%
計	16,801	15,782	658	359	2	93.9%	3.9%	2.1%	0.0%



注: 50～60歳には61歳時点での受診者(1名)を含むパーセンテージは四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります

5 令和6年度実績

(2) 横浜市子宮頸がん検診（HPV検査単独法）受診者の内訳



注：50～60歳には61歳時点での受診者（1名）1を含む

6 令和7年度の主な取組

- ・ 随時：**発行希望に応じた受診券発行**（市外から転入した方、紛失した方）
電子申請、コールセンター（横浜市けんしん専用ダイヤル）で受付
- ・ 年2回：市外から転入した方への受診券発行（上半期、下半期）
- ・ 7月：運営委員会開催
議題案：1年後追跡検査の方への受診勧奨について
精密検査の受診状況、勧奨について
- ・ 1年後追跡検査の方への受診勧奨通知の発送
- ・ 8年度初回受診対象の方への受診勧奨通知の発送
（6年度子宮頸がん細胞診検査受診者、節目年齢の方）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA